

奈良県立医科大学学長選考等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法及び公立大学法人奈良県立医科大学定款に定めるもののほか、奈良県立医科大学学長（以下「学長」という。）の選考及び解任に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議機関)

第2条 学長の選考及び解任の奈良県知事（以下「知事」という。）への申出に係る審議は、学長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う。

(審議事項)

第3条 選考会議は、次に掲げる場合において、学長候補者の選考に関する事項について審議する。

- (1) 学長の任期が満了する場合
- (2) 学長の辞任を役員会が承認した場合
- (3) 学長が欠員となった場合

2 選考会議は、次に掲げる場合において、学長の解任に関する事項について審議する。

- (1) 選考会議が、学長の解任についての審議を必要と認めた場合。ただし、事前に知事の承認を得た場合に限る。
- (2) 学長の職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとして、知事から学長の解任について諮問があった場合

3 選考会議は、前項第2号の諮問があった場合は、速やかに審議し、審議結果及びその審議経過を知事に報告しなければならない。

(選考の時期等)

第4条 選考会議は、前条第1項第1号に該当する場合にあつては任期満了の日の3箇月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合にあつては速やかに、学長候補者の推薦に係る要件等必要な事項を学内に公示するとともに、第6条第1項に規定する推薦資格者に文書で推薦を依頼するものとする。

(学長候補者の資格)

第5条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育・研究・医療活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者（学内の者であるかどうかを問わない。）のうちから、選考会議が定める学長選考基準に基づき選考する。

2 前項において規定する学長選考基準は、策定後速やかに公表する。

(学長候補者の推薦)

第6条 選考会議は、第4条の規定による公示の日に在職する次に掲げる者(第5号から第8号までの職にあつては、心得を含む。)(以下「推薦資格者」という。)(に、学長候補者の推薦を求めるものとする。ただし、選考会議委員を除く。

- (1) 学長
- (2) 副理事長、理事及び監事
- (3) 常勤の教員のうち教授及び准教授
- (4) 常勤の者のうち、以下に掲げる職にある者。ただし、公立大学法人奈良県立医科大学と雇用契約を締結している者に限る。
 - (ア) 教授(地域医療学講座)、准教授(地域医療学講座)
 - (イ) 教授(糖尿病学講座)、准教授(糖尿病学講座)
 - (ウ) 教授(寄附講座)、准教授(寄附講座)
 - (エ) 教授(共同研究講座)、准教授(共同研究講座)
 - (オ) 特任教授、特任准教授
- (5) 課長又は室長以上の事務職員及び技術職員
- (6) 技師長
- (7) 薬剤部長
- (8) 看護部長
- (9) 経営審議会又は教育研究審議会の委員

2 学長候補者の推薦は、推薦資格者15名の推薦を必要とする。ただし、前項第9号に定める推薦資格者を3名以上含む場合は、この限りではない。

3 推薦資格者は、複数の学長候補者を推薦し、又は自らを学長候補者に推薦することができない。

(推薦の手続等)

第7条 推薦資格者は、選考会議が定める期間内に、学長候補者推薦書(別紙様式1)を、被推薦者を經由して、選考会議に提出する。

2 推薦を受諾する者は、前条第2項に定める要件を満たす場合、前項の推薦書とともに、自らの推薦受諾書(別紙様式2)、履歴書(別紙様式3)及び所信表明(別紙様式4)を選考会議に提出するものとする。

3 選考会議は、前項の規定により提出された書類を基に調査し、審査を行う。なお、必要に応じて、推薦者又は被推薦者に対し、面談を行うことができる。

4 選考会議は、前項の審査を終えた被推薦者を学長候補者とし、その氏名を公示し、提出された資料を第9条第1項の意向調査対象者に開示する。

(所信表明)

第8条 学長候補者は、書面及び公開講演会により、所信表明を行うものとする。

(意向調査)

第9条 選考会議は、知事に申出を行う学長候補者を選考しようとするときは、当該学長選考のための意向調査を、第7条第4項の規定による公示の日に在職する次に掲げる者(第5号から第9号までの職にあつては、心得を含む。)(以下「意向調査対象者」という。)を対象として行う。ただし、選考会議委員並びに意向調査対象者のうち、意向調査の実施日に、海外留学中の者、出張中の者、国内留学中の者、1月以上の特別休暇中の者、育児休業中の者、介護休業中の者及び休職中の者は除く。

- (1) 学長
 - (2) 副理事長、理事及び監事
 - (3) 常勤の教員のうち教授、准教授、講師及び助教
 - (4) 常勤の者のうち、以下に掲げる職にある者。ただし、公立大学法人奈良県立医科大学と雇用契約を締結しているものに限る。
 - (ア) 教授(地域医療学講座)、准教授(地域医療学講座)、講師(地域医療学講座)、助教(地域医療学講座)
 - (イ) 教授(糖尿病学講座)、准教授(糖尿病学講座)、講師(糖尿病学講座)、助教(糖尿病学講座)
 - (ウ) 教授(寄附講座)、准教授(寄附講座)、講師(寄附講座)、助教(寄附講座)
 - (エ) 教授(共同研究講座)、准教授(共同研究講座)、講師(共同研究講座)、助教(共同研究講座)
 - (オ) 特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教
 - (5) 課長補佐又は室長補佐以上の事務職員及び技術職員
 - (6) 技師長及び副技師長
 - (7) 薬剤部長及び薬剤部次長
 - (8) 看護部長、看護副部長及び看護師長
 - (9) 栄養管理部次長
 - (10) 経営審議会又は教育研究審議会の委員
- 2 意向調査は、記名記述により1回行う。この場合において、代理による提出は認めない。なお、意向調査票は、選考会議が開催する公開講演会に開始時間から終了時間まで出席した意向調査対象者に限り提出できる。
- 3 意向調査の実施方法等については、別に定めるところによる。

(知事に申出を行う学長候補者の決定)

第10条 選考会議は、学長選考基準及び選考会議が行う各種調査等に基づき、知事に申出

を行う学長候補者を決定する。

- 2 選考会議は、前項で決定した知事に申出を行う学長候補者氏名、選考理由及び選考経緯等を学内に公示する。

(業績評価)

- 第11条 選考会議は、選考の適正性を担保するため、学長の任期中にあっても、別に定めるところにより、学長の業績評価を行う。

(規程の改廃)

- 第12条 この規程を改廃しようとするときは、あらかじめ知事に協議を行った上で、選考会議の議を経なければならない。

(その他)

- 第13条 この規程に定めるもののほか、学長の選考及び解任に関し必要な事項は、選考会議が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年10月31日から施行する。
- 2 奈良県立医科大学学長選考に関する規程（昭和53年2月21日）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月20日から施行する。